

米国 AOS 社の「違反」とは何であったか

米満 啓

1. はじめに

MOS社（Alpha and Omega Semiconductor Incorporated；AOS社）は、中国の現地拠点経由で華為（Entity Listに2019年5月8日掲載）向けへ電源部品を、2019年5月28日以降に納入したかどで、BISから4.25百万ドルの行政罰金を課されました。

『CISTEC ジャーナル』2026年3月号に紹介記事が掲載されています。一読しての感想は「ホントかね？」でした。理由を2つ記します。

第1に、「米国から華為向け」ならEAR違反は自明のことですから、よほどのバカでもない限り、そんなことをやる筈がありません。つまり普通は「米国から」ではなかったんだろうな、と思うところです。

記事を見ると、AOS社は自社の現地拠点に作らせて納入する作戦だったらしい。今日では現地生産品といえども、華為向けはしばしば直接製品ルールでEAR対象とされますが、同ルールが導入されたのは本事案の後（2020年8月）のことでした。実際、AOS社から相談を受けた弁護士は、クダンの現地生産品をde minimisルールに則りEAR対象外と答えていたそうです。ところがBISの訴因は「EAR対象品を華為に中国内で移転」だとか。そこで第2の疑問；もしやクダンの現地生産品はEAR対象だったということか？ でもどういうリクツでそうなるのかしら？

正直言って、結構私は悩みました。しかし実は本事案はそんな難しい（或いは「高級な」）シロモノではなく、ごくごく初歩的な（まさに「ホントかね」と言うにふさわしい）内容の違反だったと私は見ています。

みなさんにもこのバカバカしい気分を共有していただこう、それが本稿の趣旨です。

2. 違反の中身

かいつまんでいうと、違反は次の2つです。

【違反A】 華為向けに電源製品のサンプル品を米国から輸出。（自社の現地拠点経由で納品）

【違反B】 華為向けに部品を米国から輸出。（自社の現地拠点経由で納品）

どうです？ 何とシンプルな違反でしょう！

『ジャーナル』は「AOSはその部品で現地拠点に電源製品を製造させ華為に納入する計画があった」と述べています。前述の如く、当初、私はそれが【違反B】の中身かと思っていました。（それならAMATの韓国経由SMIC向け事案に類似）ところが『ジャーナル』、BISともに、【違反B】で「華為に納入されたのは米国から輸出された部品」と述べています。

✓違反行為・取引： AOSは、同弁護士の上記ガイダンスに基づき、スマートパワーステージ、コントローラー、及び関連付属品が外国製であるにも拘わらず、Huaweiの使用を目的とする同ハードウェアの米国から中国向輸出に、BIS認可が必要なことを知っていた、又は（知らなくとも）知り得た。2019年6月16日から同年11月22日にかけて、AOSは11回にわたり、Huaweiが使用する為のスマートパワーステージ、パワーコントロー

ラー、関連付属品計約 1,056 個を、中国国内 AOS 施設向に輸出した。AOS は、中国国内の AOS 従業員がその後これら物品を Huawei に国内移転したと知っていたにも拘わらず、AOS はこれら取引の輸出許可を申請・取得しなかった。(『ジャーナル』抜粋)

12. Based on the above-referenced guidance from outside counsel, AOS knew or had reason to know that—even though the smart power stages, controllers, and related accessories were foreign-produced—authorization from BIS was required to export the hardware from the United States to China for use by Huawei. Between June 16, 2019, and November 22, 2019, on eleven occasions AOS exported to an AOS facility in China approximately 1,056 smart power stages, power controllers, and related accessories for use by Huawei. AOS believes that AOS employees in China then transferred the items to Huawei. AOS did not apply for or obtain licenses for these transactions. (<https://www.bis.gov/media/documents/e2995-alpha-omega>)

3. 顧問弁護士の助言

事前に弁護士に相談したのに、かくも初歩的な違反に走ったというのは不思議です。折角ですから、そのアドバイス内容を『ジャーナル』記事から拾ってみましょう。

(【違反 A】に関連して)

✓要因①： 19年5月15日から同年11月迄の間、AOSは、EL掲載に伴うHuaweiとの取引可否につき外部顧問弁護士と定期的に協議を継続。同協議は少なくとも一部で、**甲** AOSが中国国内で製品の製造・試験・包装を行う場合、外国生産製品のHuawei向け供給可否に焦点を当てていた。同協議でAOSは、**乙** Huaweiのサプライヤー認定プロセスに関連して米国から輸出する完成サンプルの詳細を、同弁護士に提供しなかった。

✓外部顧問弁護士の見解： 19年5月18日頃、AOSの顧問弁護士は、**丙** 中国で組み立てられ、米国原産EAR規制対象部品が微量 (de minimis) 以下しか含まれない製品は、EAR対象外である為、BIS認可は不要」との見解をAOSに示した。更に、同弁護士は、**丁** AOSがファーウェイ向に提供予定の製品に関する具体的情報が提示されていない」点を指摘した上で、「当該製品のEAR対象是非が不確かな場合、EAR適用可否の追加分析が完了する迄、当該品目のファーウェイ向け供給を直ちに停止すべき」と提案。

- ・元々AOSが計画していたのは下線**甲**のスキーム (米国部品使用の現地生産品納入) だったと思います。
- ・下線**丙**の弁護士意見 (de minimis ルール適用可) はこれに対するものでしょう。但し現地生産を行うのがAOS傘下組織というのは問題です。実質上「AOS自身で作ったようなもの」を意味し、規制逃れの偽装を疑われても仕方ないからです。
- ・では下線**丁**の意味するところは？ おそらく現地生産を担当するのが傘下組織であることをAOSは隠していたのではないかと思います。もしその情報があったなら、弁護士は軽々に「de Minimis ルールがあるから大丈夫」などとは回答しなかったでしょうから。

- ・下線乙 (完成品サンプルを米国から送付) については、「相談以前」の問題です。誰が見てもそんなの駄目にきまっていますから。

(【違反B】に関連して)

✓要因④ (弁護士ガイダンスの社内周知不備)： 19年6月16日頃、同弁護士は、AOS 要請に基づき、BIS 許可取得有無に拘わらず、Huawei 関連行為の内、許容行為と禁止行為を明示的に定義したガイダンスを AOS に提供。同ガイダンス草案は、「乙 AOS 従業員は、米国原産で、米国から供給・移転されているもの、或いは米国を経由した (する予定の) もの」について、Huawei と関連会社に対し、いかなる AOS 製品も提供してはならない」と規定。更に、「乙 EAR 適用対象外品目であっても、米国から又は米国を経由して Huawei 向けに輸出・再輸出・国内移転される場合、Huawei に提供できない」と明確化した。AOS は、同ガイダンスを従業員に配布せず、また AOS 従業員が Huawei の最終用途向物品を米国から輸出しているか否かを把握する措置も講じなかった。※下線を付けたのは筆者

- ・下線丙は誰でも (わざわざ弁護士先生に聞かずとも) 知っている常識。それを敢て持ち出したのは「米国外にいる AOS 従業員もですよ」という意図だったかもしれません。
- ・下線部乙をここで持ち出すのも、いささか変調な感じがします。

第1に「EAR 適用対象外品目であっても、米国から又は米国を経由して…」は概念的に誤りです。「米国から又は米国を経由」の品目は、§ 734.3(a)(1)に該当し、「まさに EAR 対象品目」となりますから。不思議に思い BIS 記事を当たったら、あちらの記述は

This guidance further clarified that “even an item [that was not otherwise subject to the EAR] could not be provided to Huawei if it is being exported or reexported to Huawei from or through the United States.”

「otherwise」付きでした。『ジャーナル』記事はこれが抜けていたせいでヘンな文章になったのですね。

第2の問題はもう少し本質的ですし、記事は華為に納入された部品を「非米国製」と述べていないことです。普通に考えると米国製だったんじゃないでしょうか。とすれば乙のアドバイスは本事案に無関係だったこととなります。

ともあれ、「米国から最終需要者が華為と知りつつ輸出した」わけですから、単に取引審査をやっていないかった、或いは米国法令を守る気がなかった、と言われても仕方ないところです。私の想像を付け加えると、AOS はもし弁護士が「都合の良い意見」を出してくれたらラッキーと思って相談したものの、そうでなかったから無視した、という線だったのではないのでしょうか？

4. 「真相」はこちらではないか

こうしてみると、【違反B】で華為に納入されたのは「米国からの部品ではなく、現地で製造さ

れた製品」だった可能性もあるように思われます。

・理由1；AOSは最初から現地での製造を計画していた。

計画化にはかなりのコストと手間がかかった筈です。わざわざ作った製造計画をボツにして「やっぱり米国から完成品を送る」のは不合理です。仮にそうなら相当な理由がなければおかしいですが、記事中にそういう情報はありません。

・理由2；部品を直接華為に送ってどうするのか？

「電源製品は華為自身で作ってくれ」ということですよ？ 完成品のサンプルまで送って置いて「コマーシャルベースでは完成品を納めないことにしたからそっちで作って下さい」とでも言うのでしょうか？ しかもサンプル品輸出から部品の輸出までは半月ちょっとしか経っていません。供給スキームの全面変更が、その短期間で合意・実現できるものでしょうか？

・理由3；部品そのものの納入が違法なのはサルでもわかる

たしかにAOS幹部は愚かだったかもしれませんが、サル程度の判断能力はあったでしょう。但し私の推測通り「現地生産品の納入」であったとしても違反の可能性大、というのは前節でも述べた通りです。

5. 本件の教訓

もし【違反B】が『ジャーナル』とBISの記事通り、「米国部品をそのまま華為に」というものであれば、特段の教訓はないと私は考えます。「サル程度の判断力」があればその違反は防げた筈ですから。

それでも一応、『ジャーナル』記事を見ておきましょう。(段落毎に私の感想を追記しました)

(4) [筆者補足] EAR 遵守上の学び：

✓リスク評価：当該顧客のBIS EL追加掲載後、速やかな要件チェック（EAR 99も対象品目等）と、Huawei サプライヤー認定活動継続（＝サンプル品提供（※））是非の妥当性評価

⇒筆者註；EL掲載の意味をAOSは理解していなかったのでしょうね。それでも弁護士に相

談したまではヨシとしますが、最初から「Goの結論ありき」だったように思います。

✓規制理解：EAR上” Knowledge”の広い定義

⇒筆者註；最終需要者が誰かというのは、「広い意味でのknowledge」と呼ぶに値しない。

✓規制理解：EAR再輸出規制の適用範囲：同3類型の一つ、「米国原産」規制（「米国から輸出」された品目の再輸出・国内移転規制）

⇒筆者註；本事案の現地拠点から華為への納入が規制対象の「国内移転」であること以前の問題として、「華為が最終需要者と知っての米国からの輸出がアウト」であることなどサルでもわかることではないでしょうか？

- ✓外部弁護士助言の取扱いと社内周知：弁護士ガイダンスの適切な解釈・消化と、役員・海外関係先含む明確な社内周知、自社特性を踏まえたコンプライアンス対応への落とし込み
⇒筆者註；要するに「最初からGoと決めていた」「それ以外の選択肢を考える気なし」だったのでしょうか。つまりはそもそもコンプライアンスの概念が存在しなかったということだと思います。
- ✓(※) 基本的な規制理解：サンプル品の提供も輸出管理対象
⇒筆者註；まさに「基本的な理解」の問題。これを今更言われるようではなさない。

総じて『ジャーナル』著者の挙げた「学び」のポイントは、「サルでもわかること」の連続のように思えます。どういうつもりで著者が事々しく書きだしたのか、まことに奇怪としか言いようがありません。

その反対に【違反B】が、「その部品を使った現地製造品の華為納入」だった場合、どんな教訓が考えられるのでしょうか？ 専門的な難しい話は置くとして、常識面で申し上げたいことが1つあります。

第3節でも述べたように顧問弁護士は、「やめとけ」とアドバイスしていそうなものです。ところが記事にはそうした記述がありません。このため私は、AOSが弁護士に隠し事をしてきた可能性を疑っています。

いたって平凡ですが、「相談相手に隠し事をするな」の一言を本稿のむすびと致します。